

収用事件等の処理結果（令和4年度）

事件番号	事業名	起業者名	事業認定 年月日	受理年月日		裁決等の状 況
				権利取得 裁決申請	明渡裁決 申立て	
28収第4 号事件	一般国道468号（首都圏中央 連絡自動車道）新設工事（高 速横浜環状南線・神奈川県横 浜市金沢区釜利谷町字中ノ沢 地内から同市戸塚区汲沢町字 吹上ヶ地内まで）並びにこれ に伴う一般国道及び市道付替 工事	国土交 通大臣  東日本 高速道 路(株)	H27.10.2 事業認定	H28.6.28	H28.6.28	翌年度繰り 越し  ※審査請求 （裁決一部 取消）に伴 う再裁決
令3収第1 号事件	横浜国際港都建設道路事業 3・2・1号横浜藤沢線 （田谷小雀地区） 同3・4・3号環状4号線 （関連外郭部）	横浜市	H14.11.1 事業認可 R3.11.13 みなし日	R4.3.15	R4.3.15	R4.8.30 取下
令4収第1 号事件	厚木都市計画道路事業3・ 4・12号酒井長谷線	厚木市	R4.7.29 事業認可	R4.9.14	R4.9.14	R5.3.2 裁決
令4収第2 号事件	横浜国際港都建設道路事業 3・6・5号保土ヶ谷二俣 川線（本宿地区）	横浜市	H4.2.21 事業認可 R4.3.9 みなし日	R5.1.24	R5.1.24	翌年度繰り 越し
令4収第3 号事件	横浜国際港都建設道路事業 3・4・12号鴨居上飯田線 （さちが丘地区）	横浜市	H17.6.3 事業認可 R4.6.14 みなし日	R5.3.24	R5.3.24	翌年度繰り 越し